

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 熊野町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,851	1,329	256	4,436

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	6,635	6,364	271	266	271	6,830	
一般会計等	6,635	6,364	271	266		6,830	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

432

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
上水道事業会計	497	451	46	432	2	9	2	法適用
国民健康保険事業特別会計	3,222	3,184	37	37	207	-	207	
介護保険特別会計	1,538	1,521	18	18	205	-	205	
老人保健医療特別会計	2,051	1,981	71	71	172	-	172	
公共下水道事業特別会計	1,078	1,059	19	18	349	6,853	4,811	
公営企業会計等 計				576		6,862	5,397	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
安芸地区衛生施設管理組合 (一般会計)	606	590	17	17	20	-	-	
安芸地区衛生施設管理組合 (安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計)	982	949	33	33	-	2,701	590	
広島県後期高齢者医療広域連合	1,393	1,221	172	172	2	-	-	
広島県市町職員退職手当組合	9,407	9,407	0	0	-	-	-	
広島県市町公務災害補償組合	87	72	15	15	-	-	-	
一部事務組合等 計				237		2,701	590	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
土地開発公社	0	8	3	-	-	-	-	-	
筆の里振興事業団	16	254	100	52	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計									

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,533	
減債基金		407	
その他充当可能基金		982	
充当可能基金 計		2,922	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.80	6.00	2.20	15.00	20.00	上水道事業会計		91.9	
連結実質赤字比率		18.98		20.00	40.00	公共下水道事業特別会計		7.7	
実質公債費比率	10.0	10.9	0.9	25.0	35.0				
将来負担比率		68.3		350.0					
財政力指数	0.59	0.61	0.02						
経常収支比率	90.8	91.4	0.6						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数( - )で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。